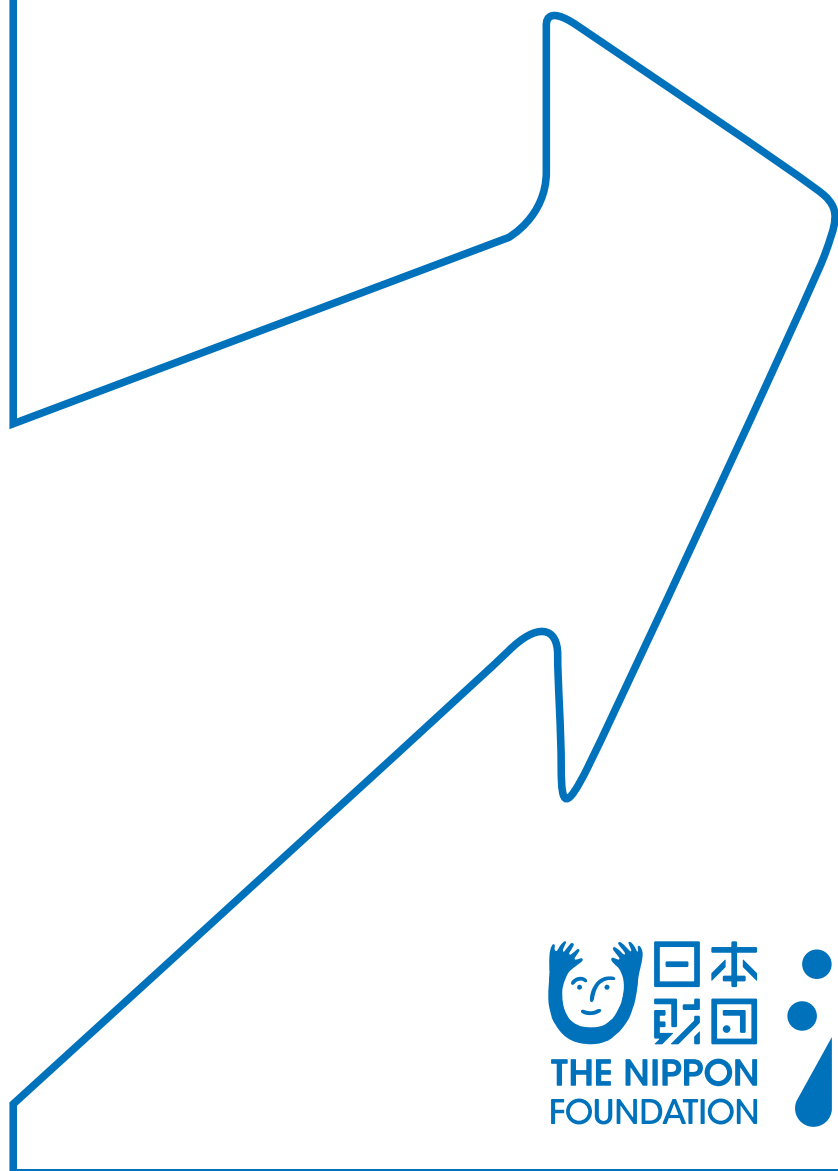


助成事業実施

ガイドブック



海と日本
PROJECT

もくじ

日本財団から提供される
助成事業実施のためのツール 1

助成事業の流れ 2

契約の取り交わし 3

助成事業の開始 4

費用支出の注意点 5～6

助成表示と広報活動 7～9

助成事業の完了 10

助成事業完了後の注意点 10～12

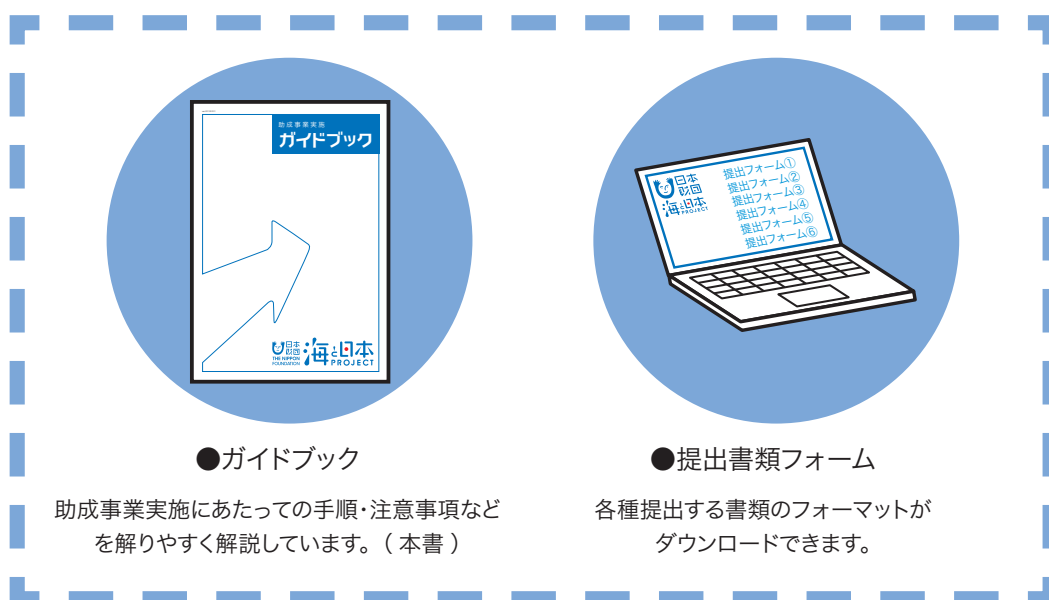
個人情報の取り扱い 13

お問い合わせ&提出・連絡先 14

日本財団から提供される 助成事業実施のためのツール

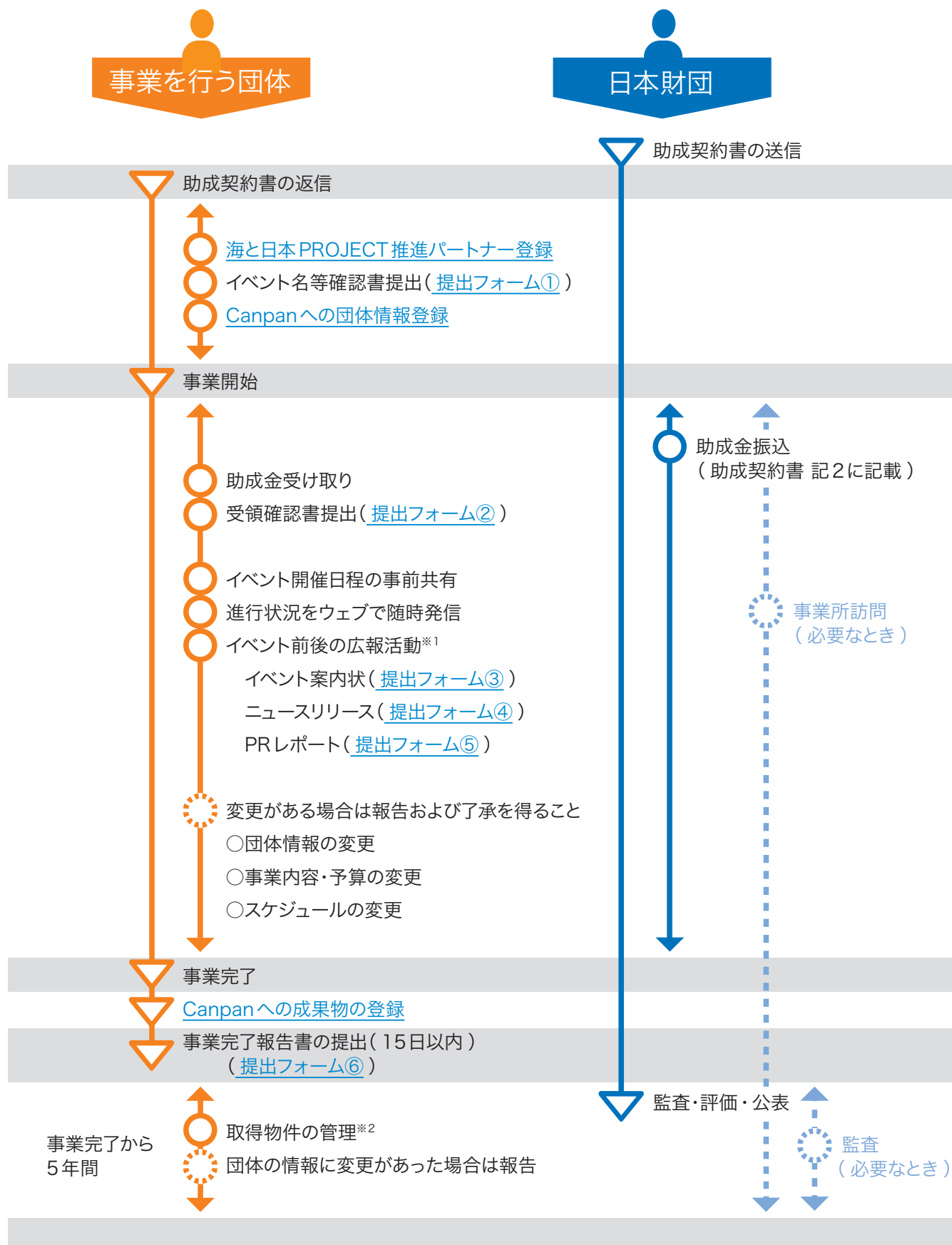


日本財団ウェブサイト



各事業実施ガイドブックや各種提出フォームは[こちら](#)から確認できます。

助成事業の流れ



※1: 「海と日本PROJECT」と「CHANGE FOR THE BLUE」ではフォーマットが異なります。詳しくは、別途配布の広報マニュアルをご確認ください。

※2: 減価償却資産の耐用年数が5年以内の場合は、その耐用年数。

契約の取り交わし

【紙で契約する場合】

※2023年度事業から全ての契約が電子に移行します。

以下の書類を「日本財団 海と日本PROJECT 助成事業 事務センター」へご返送ください。



- ①助成契約書 …………… 1部
(代表印を押印したもの)
- ②法人登記の全部事項証明書 …………… 1部
(3カ月以内に発行された原本)
※法人格のない団体は、団体の規約書 … 1部
- ③収支予算書 …………… 1部
(助成契約書の事業計画に関するもの)
- ④イベント名等確認書 …………… 1部
([提出フォーム①](#))

【電子契約の場合】

1. クラウドサインでの契約締結

2022年度より助成契約書締結に電子契約サービス「クラウドサイン」を導入します。

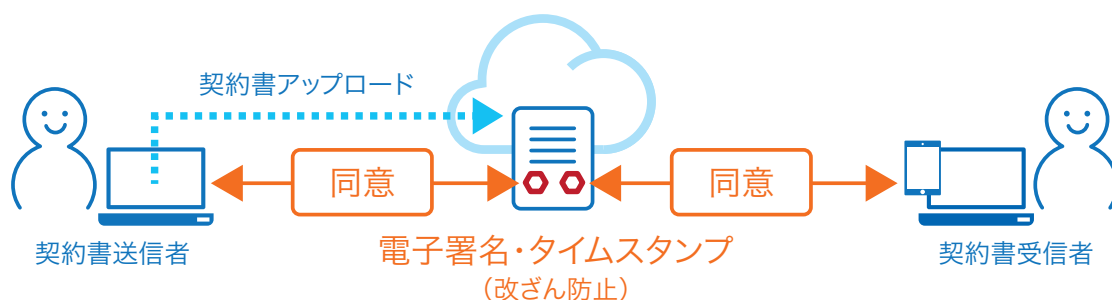
クラウドサインでの契約締結にあたり、クラウドサインへの登録は必要ありません。

メールアドレスがあれば契約締結が可能です。

以下のステップで契約締結を完了させてください。

(動作の詳細は[利用者ガイド](#)をご確認ください)

- ① クラウドサインから助成契約書の確認依頼のメールが届きます。
- ② クラウドサインの利用規約を確認・同意し助成契約書を開きます。
- ③ 助成契約書の内容を確認して、同意ボタンを押します。
- ④ 電子署名タイムスタンプが付与され、契約完了となります。
- ⑤ 締結済み文書のPDFはダウンロードして保管してください。



2. 全部事項証明書※の提出

発行日が3カ月以内の全部事項証明書※の原本1通を以下に郵送ください。

送付先 〒107-0052 東京都港区赤坂1-3-5 赤坂アビタシオンビル4F

日本財団 海と日本PROJECT助成事業 事務センター

※法人格のない団体は法人の規約書

3. 事業計画の収支予算書の提出

4. イベント名等確認書([提出フォーム①](#))の提出

事業計画の収支予算書およびイベント名等確認書は、メールで

日本財団 海と日本PROJECT助成事業 事務センター宛てにお送りください。

なお、全部事項証明書の郵送時に、印刷したものを同封いただいても構いません。



助成事業の開始

助成事業契約が取り交わされた後、事業開始となります。

対象となる事業期間は、助成契約書に記載されている事業期間となります。

(同契約の記1を参照)

期間外の助成金の使用および事業期間外の業者との契約に係る支出は

対象外となりますので、必ずご確認ください。



費用支出の注意点



取引先との契約について

物品購入、印刷製本などを行う場合は、団体の規程に基づき見積合せなどを行ってください。

なお、規程などで明記されていない場合は、以下の例を参考にしてください。ただし、団体の役職員が従事していて利害関係がある取引先を指名すること等は避けてください。

- ＜例＞
- ・ 1取引あたり30万円以上 ⇒ 見積合せなどを行う
 - ・ 1取引あたり60万円以上 ⇒ 見積合せなどを行い、注文請書を取る
 - ・ 1取引あたり200万円以上 ⇒ 見積合せなどを行い、契約書を取り交わす



対象外経費について

助成事業の対象となる経費は「事業の実施に必要な経費」です。以下の費用は原則として事業費に算入できない経費となります。

(1) 旅費交通費

- ・ 役職員や講師が出張する際のファーストクラス、スーパーシート、グリーン車などの特別料金
- ・ ICカードチャージについては、「乗車日・区間・料金を明確にした実費」以外の使用は控えてください。

(2) 会議費

- ・ 会議費の範囲を逸脱し、社会通念上、接待交際費に当たるもの

(3) 発生していない経費

- ・ 予算を計上しただけで使用していない経費
- ・ 内部振替のみで支出が確認出来ない経費
- ・ 中間マージンや実施手数料など収入とすべきもの

(4) 建築整備に係る費用

- ・ 土地の取得・造成に要する経費
- ・ 旧家屋撤去費・外構植栽工事などの付帯的工事費

(5) 車両に係る費用

- ・ 税金・保険料等の購入に係る諸費用
- ・ 車両・改造・搭載機器以外の諸経費等

(6) 自法人の収入と因果関係のある経費

①助成金で支払った経費を寄付金や賛助会費等として受け入れる場合

- ＜例＞ ・助成金で支払った講師謝金を寄付金として講師から受け取る
・請負業者から業務委託費を賛助会費として受け取る 等

②賛助会費や寄付金が、入札もしくは見積参加条件になっている場合

③固定資産税、法人税 等

(7) その他

- ・事業期間外の業者との契約に係る支出
- ・土地などの不動産購入費用、賃貸に係る敷金
- ・他団体の経費とすべきもの

＜例＞ ・他団体の助成を受けて実施した事業の事業費及び事業管理費

- ・自法人の役職員に対して支払う謝金
- ・重複している経費

＜例＞ ・日本財団の会計ルールでは、「謝金」の中に「日当」を含むこととして
いるため、同日に「日当」と「謝金」を両方支払ってしまうと「日当」分
が重複となります。

上記(1)～(7)以外の費用であっても、監査の結果、事業目的に沿わない場合など
には、減額または対象外となる場合があります。

なお、日本財団の助成金の受入科目は、「助成金収入」としてください。

助成表示と広報活動



皆様の行う助成活動は、ポर्टレースの売上の一部を財源としています。この助成金を活用した事業は、社会をより良くするために行われることが期待されています。また、成果についても、社会に対して説明責任が伴います。

助成表示は、助成契約書に記載のある契約事項です。助成表示の実施あるいはその成果の開示、公表にあたっては、助成表示が必須となります。

- 助成事業の実施にあたっては、日本財団の助成事業であることがわかるように必ず**所定のロゴマーク**を用いて助成表示を行ってください。
- 助成表示は必ず見やすい位置に掲示してください。**目で確認しづらい場所への助成表示、極端に小さい助成表示等を行うことは避けてください。**
- 以下「助成表示例」にない成果物への助成表示の方法については事業担当者にご相談ください。
- なお、団体ウェブサイトでの助成表示もお願いします。

助成表示

ロゴマーク

A



B



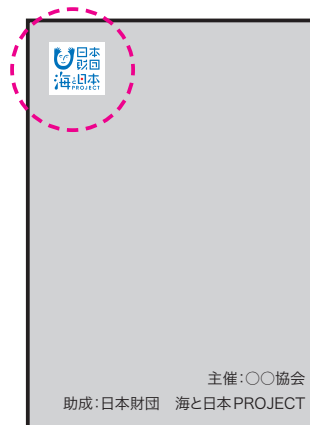
※助成表示マークは[こちら](#)からダウンロードいただけます。

助成表示例

1

印刷物

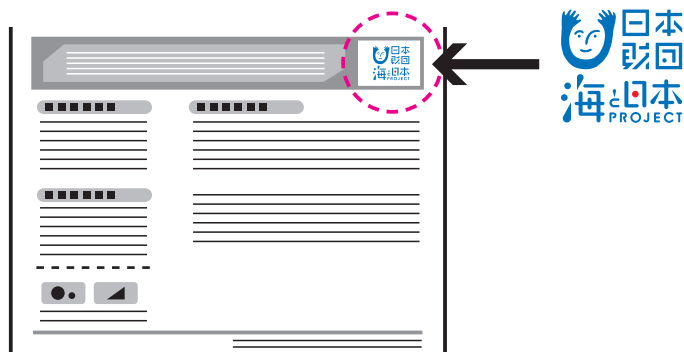
印刷物の表紙に助成表示を入れて下さい。



2 看板

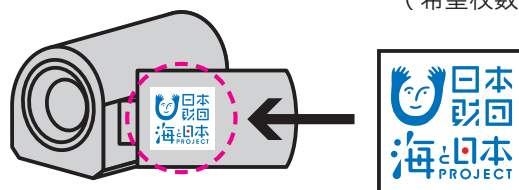


3 ウェブサイト/Facebook/Instagramなど



4 機器

- ステッカー
(希望枚数をお知らせください)

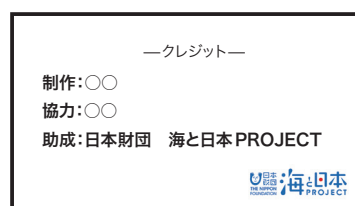
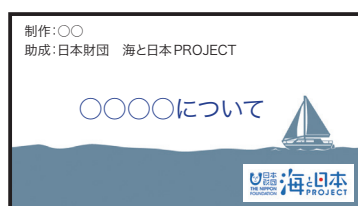


5 Tシャツ

前面か背面かどちらか1箇所に助成表示を入れてください。
目で確認しづらい場所や極端に小さい助成表示を行うことは避けてください。



5 映像



※映像の冒頭、エンディングに助成表示を入れて下さい。

広報・進行状況のウェブ報告

運営しているウェブサイトやSNS等を活用した、記事配信・拡散を4回以上行ってください。

海と日本PROJECT公式HPに掲載される場合がありますので、参加者の写真撮影および写真掲載の許可を必ず取るようにしてください。

回 数	配信時期	記事内容
1回目	助成契約締結後、すみやかに	推進パートナー宣言記事 (海と日本PROJECTの趣旨に賛同して、推進パートナーとしての活動開始の宣言、イベント開催に関しての記事)
2回目	イベント実施時 ①開催1カ月前～2週間前	イベント実施に関する告知、開催概要
3回目	イベント実施時 ②開催後3日以内	イベント報告、参加者の感想や学びなど
4回目	イベントの実施有無問わず、 新規性のあるニュース解禁や活動時	コラボ、地元の推進パートナーとの連携事例など、 イベント以外のニュース記事

助成事業の完了



事業の完了とは

事業完了日とは、助成契約書に記載されている事業期間内で助成事業に関わるすべての取引の履行を確認し、すべての請求書を受理した日とします。

<例1>イベントが終了し、会場借用料や講師への旅費・交通費など、全ての請求書が出揃った。（納品の確定）

<例2>取引先から印刷された報告書を受け、仕様、数量を確認。その上で請求書を受け取った。（金額の確定）

事業完了日から15日以内に完了報告書（[提出フォーム⑥](#)）を作成し、事務センターにご提出ください。なお、[Canpanへの成果物登録](#)も必要となります。

助成事業完了後の注意点



1. 保管していただく書類と留意事項



保管書類は監査時に確認します。

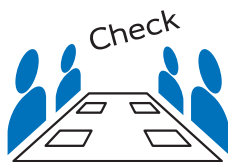
全ての書類について、5年間は原本保管をお願いします。

助成契約関係書類	・助成金申請書（事業計画書他） ・助成契約書及び付属書類 ※電子契約締結後、助成契約書を必ずダウンロードして保管ください。 ・PRレポート ・変更届（事業計画や実施内容を変更した場合） ・変更届への回答文書（該当する場合のみ） ・助成事業完了報告書（収支計算書を含む）
事業実施の効果を示す資料	・目的にどの程度近づいたかを示すもの ・目標の達成度を示すもの（助成契約書記載の数値目標や状態目標の達成度状況） ・受益者の変化や反応を示すもの ・社会からの反響を示すもの

次ページにつづく

振込書などの原本	・稟議決裁文書、議事録など ・見積書 ・契約書類(契約書、請書) ・納品書 ・請求書 ・振込書 ・工事関係の提出書類 ・機器・車両関係の提出書類 ※日付、宛先、摘要の記載漏れにご注意ください。 ※支払はなるべく振込としてください。金融機関の振込控は領収書に代えることができます。 ※領収書の宛先は団体名とし、但書きには「購入品名」「委員手当」「通訳料」など、具体的に記すようにしてください。 ※領収書の受領が困難な電車代やバス代などの交通費は、受領者の署名、捺印した交通費使用明細を領収書とします。 ※各種会議での飲食については目的、議事内容を明確にし、領収書の余白または別紙に出席者名と人数を明記してください。 ※印紙税や源泉所得税については、最寄りの税務署にお問い合わせいただき、適正な処理をしてください。
会計帳簿、預貯金通帳	・助成事業に関する会計帳簿 ※事業費明細簿を作成して科目毎の支出を管理してください。 ・固定資産台帳、備品台帳 ※取得した物品は台帳に記載し管理してください。 ・預貯金通帳(オンラインのものでも構いません)
その他、関係資料など	①諸規程について ※旅費規程、経理規程など、事業実施に関する諸規程 ②人件費について ・職務内容、雇用条件のわかるもの ・給与台帳、出勤簿など ③旅費交通費について 旅行代理店の見積書、出張依頼書または出張命令書、出張報告書、旅費精算書、交通費支給明細書、タクシー券の場合は使用管理簿など。 ④業務委託費について ・委託仕様書、見積書(経費内訳明細)、委託業務完了報告書、経費精算報告書、検査(検収)調書などを残してください。 ⑤印刷製本費について ・印刷物、納品書など。 ⑥通信運搬費について ・国際電話、郵便切手、ICカード乗車券の使用については使用管理簿を作り、使用目的、内容を明らかにしてください。 ・郵便切手などを一括購入する場合は使用管理簿を作ってください。 ・物品などの発送業務を業者に委託した場合は、業務委託契約書や発送伝票書控などにより、発送先、内容を明らかにしてください。 ⑦事業費(間接経費)について ・事務局人件費や事務所家賃などについては、按分比率の算出根拠等を明らかにしてください。 ※費目の名称は、法人で使用しているものをそのまま使ってください。 ⑧土地、建物の賃貸借契約書(リースの場合)

※日本財団の助成事業により取得した物件の廃棄・譲渡等については[こちら](#)のページを確認ください。



2. 監査

監査とは

助成金が助成事業に必要な経費として経済的かつ適正に使用されたかを確認するものです。当財団の監査員が、助成事業完了報告書の受領後、日程調整のうえ、皆様の事務所にお伺いしたり、必要な書類をご提出いただいて実施します。

監査の基準

(1) 以下に基づいて監査を行います。

- 貴団体の諸規程
- 助成契約書
- 事業実施ガイドブック
- 助成金申請ガイド
- その他会計基準

(2) 監査実施のポイント

- 助成事業の目的外に支出されていないか
- 社会通念を逸脱するような支出がされていないか

助成金額の確定

監査の結果に基づき、最終的な事業費総額を確定します。

確定した事業費総額に、助成契約書(記3)に定める補助率を乗じた額(千円未満切り捨て)が、最終的な助成金額となります。この額が助成契約書に記載した助成金額を下回った場合、差額を返還していただきます。

※助成事業完了報告書の提出時に、未払金がある場合、速やかに支払い、監査時には未払金がないようにしてください。

※監査の結果については、一般に公表できるものとします。



3. 事業評価

助成事業完了報告書の提出後、事業評価を行います。

(1) 実施者

- ① 民間の評価専門機関
- ② 日本財団監査部

(2) 評価項目

- ① 助成契約書添付の「事業計画概要」に記載されている目標(数値目標や状態目標)の達成状況
- ② 事業プロセスは適性であったか

※事業評価の結果については、当財団のウェブサイトを通して一般に公表することがあります。



個人情報の取り扱い



助成事業の実施に際し収集する個人情報については、個人情報保護法に沿って適正に取り扱ってください。

<例> ・参加者名簿/アンケート ⇒ 氏名、性別、連絡先※
※住所、所属先、電話番号、メールアドレス等
・映像情報 ⇒ 写真、動画等

上記を含む個人情報の取り扱いには、十分ご注意ください。

日本財団が助成事業に関して収集した個人情報は、個人情報保護法および当財団の個人情報保護規程に基づき、下記の目的に利用します。記載項目外の目的に利用する場合は、あらかじめウェブサイト等により通知または公表いたします。

助成事業に関する事務手続き、助成金の募集案内、日本財団が実施するイベント案内、アンケートの実施、メールマガジンの送付。

お問い合わせ & 提出・連絡先

広報・推進パートナー
について

海と日本PROJECT 総合運営事務局 広報担当

電話:03-6441-6948 (平日10:00 ~ 18:00)

e-mail : pr@uminohi.jp

事務手続きについて
(広報業務以外)

日本財団 海と日本PROJECT 助成事業 事務センター

〒107-0052 東京都赤坂1-3-5 赤坂アビタシオンビル4F

電話:03-6435-5752 (平日9:00 ~ 17:00)

e-mail : jimu_center@ps.nippon-foundation.or.jp